

鳥取市キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月29日

鳥取市長 深澤 義彦

鳥取市条例第27号

鳥取市キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市キャンプ場の設置及び管理に関する条例（平成16年鳥取市条例第72号）の一部を次のように改正する。

第2条の表柳茶屋キャンプ場の項を削る。

附 則

この条例は、令和4年9月1日から施行する。